

令和3年2月26日

海事局総務課

求む！海のベテラン

～海技試験官を募集 あなたの海技士スキルが必要です～

国土交通省では、令和3年7月1日の採用に向け、海に関係する資格の国家試験を執行する海技試験官の業務に興味を持ち、一定の要件を満たす採用希望者を募集いたします。

海技試験官は、国土交通省の職員として、国際条約及び国内法規に基づき、船員の知識及び技能を審査する重要な職責を担い、我が国の優れた船員の能力を維持するとともに、海上交通の安全に貢献しています。主な業務として、船舶職員として乗船するための海技士試験や水先案内人として業務を行うための水先人試験を執行し、試験問題の作成、筆記及び口述試験の実施、受験者の能力評価、国家資格取得の適否の判定を行います。これまで海技士として培った経験が生かせるやりがいのある職務です。

募集の概要は以下のとおりです。（詳細については、別添募集要項を参照して下さい。）

令和3年7月1日採用

必要な資格：1級海技士(航海)

：大学(船舶職員養成)、水産大学校又は高等専門学校(船舶職員養成)等を卒業した者

採用予定者数：航海系 1名

配属先：関東運輸局

選考方法：書類選考及び面接試験(書類選考で選ばれた人のみ。)



問い合わせ先 海事局総務課海技試験官 野見山、植西
TEL：03(5253)-8111 (内線 45-412、45-411)
03(5253)-8657 (直通) FAX：03(5253)-1646

令和3年度 海技試験官の追加募集

令和3年2月26日

1. 職種：海技試験官(国土交通技官)
2. 職務の内容：海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための(英語による)試験及び水先人試験等に関する業務
3. 配属先：国土交通省地方運輸局等及び内閣府沖縄総合事務局(全国異動)
4. 給与、各種手当等：一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定する。
5. 応募資格：以下の条件の全てを満たすこと。
 - (1) 大学(船舶職員養成)、水産大学校又は高等専門学校(船舶職員養成)等を卒業した者
 - (2) 以下の条件の一つに該当する者
 - ① 一級海技士(航海)の免許を受けた後、沿海、近海又は遠洋区域を航行する船舶の乗船履歴を2年以上有する者
 - ② 沿海、近海又は遠洋区域を航行する船舶の乗船履歴を7年以上有する者で、一級海技士(航海)の免許を受けている者
 - ③ 一級海技士(航海)の免許を受けた後、次に掲げる職の一つ又は二つ以上の経歴を有し、その年数が通算5年以上である者
 - ア 職務の級が行政職俸給表による4級以上又は職務の級が専門行政職俸給表による3級以上の船舶及び船員に関する職務を行う者
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法で定める教育機関で、船舶の運航に関する学科の教育に従事する者
6. 採用予定数：航海系 1名
7. 採用予定日：令和3年7月1日
8. 応募方法：以下の書類を郵送すること。
 - (1) 履歴書1通(JIS規格様式、写真貼付、電話番号、メールアドレスを明記)
 - (2) 海技免状の写し
 - (3) 乗船履歴(船名、職名、乗船及び下船日を明記)
 - (4) 志望理由書(A41枚程度・様式適宜)
 - (5) 締切日：令和3年4月30日(必着、直接持参も可)
9. 書類提出先：国土交通省海事局総務課 首席海技試験官
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
10. 問い合わせ先：03-5253-8111(内線45-412)
11. 選考方法：
 - (1) 書類選考(合格者には5月1日以降速やかに電話にて連絡)
 - (2) 面接試験(書類選考合格者のみ)
 - ① 試験日：令和3年5月(書類選考合格者に後日連絡)
 - ② 試験会場：国土交通省海事局(東京・霞ヶ関)
 - ③ 必要書類：原則として面接試験の際に提出すること。
 - ア 学歴に係る卒業証明書
 - イ 在職した会社(公務員を含む。以下同じ)発行の乗船履歴を記載した在職証明書(在職した会社ごとに必要)
 - ウ 身体検査証明書(検査後6ヶ月以内のもの。内容は船員手帳の身体検査欄(船員手帳第十四表、第十五表)の写し又は準ずるもので可)
12. 勤務条件
 - (1) 基本給に当たる俸給については、専門行政職俸給表が適用される。
 - (2) 週休2日制、年20日の年次休暇のほか、特別休暇、病気休暇の制度が整備されている。
13. その他：
 - (1) 履歴書等は、可否の如何を問わずお返しできませんので、予めご了承願います。
 - (2) 応募の秘密については、厳守します。

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

以上